

## 倉吉市共同募金委員会 令和5年度助成基準

「倉吉市共同募金委員会助成実施要綱」第5条第1項に基づく助成基準は、次のとおりとする。

一般募金	1. 社会福祉協議会事業助成 (5,120,000 円見込み)	倉吉市社会福祉協議会が実施する地域福祉推進のための事業。 地域福祉活動計画及び助成事業計画に基づいて適正と認める額を助成する。
	2. 公募による地域福祉活動事業助成 (1,130,000 円見込み)	
	A 地域福祉活動助成 (200,000 円見込み)	A市内の地区住民組織・団体等が取り組む地域福祉推進のための事業。 必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で、5万円を上限とする。（1団体、1事業に限る。）
	B 福祉団体助成 (930,000 円見込み)	B市内の福祉活動を行う団体が取り組む事業。 申請団体の事業計画、予算等に基づいて適正と認められる額を助成する。
	3. 民間社会福祉施設助成 (160,000 円見込み)	市内の施設が行う施設、設備、備品等の整備事業。 必要と認める事業費（対象経費）の3/4以内で、10万円以上50万円以内を上限とする。（1法人、1事業に限る。）
	4. NPO・ボランティア団体 福祉活動助成 (100,000 円見込み)	福祉を目的とする事業の分野において活動する非営利団体等が行う、地域福祉推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業 必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で、5万円を上限とする。（1団体、1事業に限る。）
	5. 赤い羽根共同募金たすけあい号整備	倉吉市社会福祉協議会が行う、地域福祉活動、ボランティア活動、調査・広報活動等を推進するための事業に活用する車輛の整備事業。
(小計 6,510,000 円見込み)		
歳末募金	6. 地域歳末たすけあい事業助成 (2,619,000 円見込み)	歳末たすけあい運動の主旨に基づく事業。 倉吉市社会福祉協議会が年末年始に取り組む地域福祉推進のための事業に助成を行うこととする。
	(小計 2,619,000 円見込み)	
(総計 9,129,000 円見込み)		

## 1. 社会福祉協議会事業助成基準

### (1) 目的

倉吉市社会福祉協議会が地域福祉活動計画に基づいて取り組む地域福祉推進のための事業を支援する。

### (2) 助成対象事業

- ①広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
- ②住民に対し直接サービスを提供する事業。
- ③小地域福祉活動を推進する事業。
- ④高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
- ⑤高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
- ⑥高齢者、障がい児・者、児童・青少年等社会参加、生きがい増進、就労促進事業。
- ⑦ボランティア活動の推進事業。
- ⑧児童・生徒の社会活動の推進事業。
- ⑨区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業。
- ⑩その他、本会会長が特に必要と認める事業。

### (3) 助成の対象としない事業

- ①団体の構成員のみを対象として実施する事業。
- ②公的資金や他の補助金により行われている事業。
- ③行政からの受託事業。
- ④営利を目的とする事業。

### (4) 助成の対象としない経費

- ①施設設備、機器等の維持管理経費。
- ②事業に直接関係しない事務経費。
- ③その他本会が不相当と認める経費。

### (5) 助成基準額

倉吉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画及び助成事業計画等に基づいて適正と認める助成額。

## 2. 公募による地域福祉活動事業助成基準

### A 地域福祉活動助成

#### (1) 目的

市内の地区住民組織・団体等が取り組む地域福祉推進のための事業を支援する。

#### (2) 助成対象事業

- ①広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
- ②住民に対し直接サービスを提供する事業。
- ③小地域福祉活動を推進する事業。
- ④高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
- ⑤高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
- ⑥高齢者、障がい児・者、児童・青少年等社会参加、生きがい増進、就労促進事業。
- ⑦ボランティア活動の推進事業。
- ⑧児童・青少年の社会活動の推進事業。
- ⑨区域内に属する、福祉等を活動の目的とする団体の育成、支援事業。
- ⑩その他、本会会長が特に必要と認める事業。

#### (3) 助成の対象としない事業

- ①団体の構成員のみを対象として実施する事業。
- ②公的資金ないし他の補助金により行われている事業。
- ③行政からの受託事業。
- ④営利を目的とする事業。

#### (4) 助成の対象としない経費

- ①施設設備、機器等の維持管理経費。
- ②事業に直接関係しない事務経費。
- ③その他本会が不相当と認める経費。

#### (5) 助成基準額

1 団体、1 事業に限り、必要と認める事業費の 3 / 4 以内で 5 万円を上限とする。

## B 福祉団体助成

### 1. 目的

倉吉市内の福祉活動を行う団体に取り組む事業を支援する。

### 2. 助成対象事業

- (1) 広く地域内に効果を及ぼすと見込まれる事業。
- (2) 住民に対し直接サービスを提供する事業。
- (3) 小地域福祉活動を推進する事業。
- (4) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の生活環境を整備する事業。
- (5) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の身体及び精神機能の向上、保持、回復に関する事業。
- (6) 高齢者、障がい児・者、児童・青少年等の社会参加、生きがい増進事業、就労促進事業。
- (7) ボランティア活動の推進事業。
- (8) 児童・青少年の社会活動の推進事業。
- (9) その他、本会会長が特に必要と認める事業。

### 3. 助成対象としない事業

- (1) 公的資金や他の補助金により行われている事業。
- (2) 行政からの受託事業。
- (3) 営利を目的とする事業。

### 4. 助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科目	説明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費（※会員に対する旅費は対象外）
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費

## 5. 助成対象としない経費

- (1) 施設設備、機器等の維持管理経費。
- (2) 事業に直接関係しない事務経費。
- (3) 交流会等の飲食経費、謝礼、人件費、その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。
- (4) 介護保険法上又は障害者総合支援法上の各サービス実施のための経費。
- (5) 領収書をとることができない経費及び他の事業と共有の経費であり、領収書を分けることができない経費。
- (6) その他本会が不相当と認める経費。

## 6. 継続助成事業の取り扱い

同一事業に対する継続助成を3年以上にわたって受けている場合は、該当する助成は原則として行わない。ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

## 7. 助成基準額

申請団体の事業計画、予算等に基づいて適正と認められる助成額。

### 3. 民間社会福祉施設助成基準

#### (1) 目的

市内のみに事業所を有する社会福祉法に規定する第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業法に規定する更生保護事業を行う団体・施設が、施設機能の充実強化や利用者の処遇改善の向上を図るために行う、施設、設備、備品等の整備事業に対し助成を行う。

#### (2) 助成対象要件

社会福祉法人及びこれに準ずる団体が経営し、第1種・第2種社会福祉事業並びに更生保護事業を行う団体・施設で、次の要件を満たすものとする。

- ①自己努力してもなお事業実施のための財源の確保が困難であること。
- ②助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

#### (3) 助成対象の欠格要件

- ①本会から資料提供等の求めに対し的確かつ適正に応じないもの。
- ②具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの。
- ③経理状況が極めて不良と認めるもの。

#### (4) 助成対象事業

次に掲げる条件を満たす施設整備事業を助成対象とする。

- ①適正な整備計画等に基づいたものであること。
- ②特別な事情がある場合を除き、年度末までに完了する単年度事業であること。
- ③行政又は他の助成団体等の補助及び助成を受けていない事業であること。
- ④その他、本会会長が特に必要と認める事業。

#### (5) 助成対象としない経費

- ①土地及び建物の購入経費。
- ②借入金の償還。
- ③一般水準を超える整備に係る経費。
- ④消耗品の購入経費。
- ⑤事務経費。
- ⑥領収書をとることができない経費及び他の事業と共有の経費であり、領収書を分けることができない経費。
- ⑦その他、本会会長が不適當と認める事業。

#### (6) 助成基準額

必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で10万円以上50万円を上限とする。（1法人、1事業に限る。）

#### 4. NPO・ボランティア団体福祉活動助成基準

##### (1) 目的

社会福祉及び地域福祉の推進の重要な担い手となるNPO・ボランティア団体が行う、地域福祉推進のための先駆的・開拓的な非営利活動事業を支援する。

##### (2) 助成対象要件

倉吉市内を活動の範囲として、福祉を目的とする事業（保健、医療、教育、まちづくり、環境などで社会福祉に関する活動を含む）の分野において活動中又は活動しようとする非営利の団体で次の要件を満たすものとする。

- ①特定の個人、団体、機関等に左右されない組織及び事業の運営がなされていること。
- ②代表者の氏名及び事務局の所在地が明確であること。
- ③規約及び構成員名簿を整備していること。
- ④適正な経理事務が行われていること。
- ⑤助成事業全般について共同募金助成事業であることを明示し、有効な広報を行うこと。

##### (3) 助成対象事業

実施によって大きな効果が期待できると認められる、年度末までに完了する次の事業を対象とする。

- ①対象者に対する直接的なサービス・支援を行う事業。
- ②その他、本会会長が特に必要と認める事業。

##### (4) 助成の対象としない事業

- ①団体の構成員のみを対象として実施する事業。
- ②公的資金や他の補助金により行われている事業。
- ③行政からの受託事業。
- ④営利を目的とする事業。

#### (5) 助成対象経費

当該事業に直接必要とする下記の経費を助成の対象とする。

科目	説明
消耗品費	事業に必要な書類や諸費用、その他消耗品の購入
印刷製本費	広報用チラシ、パンフレット、関係資料等の印刷費
通信運搬費	切手代、ハガキ代、その他通信運搬に必要な経費
使用料及び賃借料	器具及び備品、会場等の使用料
損害保険料	ボランティア保険料等
諸謝金	講師の謝礼金等（※会員に対する諸謝金は対象外）
旅費	講師の交通費（※会員に対する旅費は対象外）
器材購入費	事業に直接必要な備品等の購入費

#### (6) 助成対象としない経費

- ①交流会等の飲食経費、謝礼、人件費、その他この助成の趣旨にそぐわないと認める経費。
- ②介護保険法上又は障害者総合支援法上の各サービス実施のための経費。
- ③領収書をとることができない経費及び他の事業と共有の経費であり、領収書を分けることができない経費。

#### (7) 継続助成事業の取り扱い

同一事業に対する継続助成を3年以上にわたって受けている場合は、該当する助成は原則として行わない。ただし、特別な理由により本会会長が認めた場合はこの限りではない。

#### (8) 助成基準額

1団体、1事業に限り、必要と認める事業費（助成対象経費）の3/4以内で5万円を上限とする。



## 5. 赤い羽根共同募金たすけあい号整備助成

### (1) 目的

倉吉市社会福祉協議会が行う、地域福祉活動、ボランティア活動、調査・広報活動等を推進するための事業に活用する車輛の整備に対し助成を行う。

### (2) 助成対象事業

①本基準の目的に沿う車輛の購入整備事業。

### (3) 助成の対象としない事業

①当該車輛の任意保険料。

②一般水準を超える装備等にかかる経費。

③その他本会が不相当と認める経費。

### (4) 助成基準額

車輛購入経費の3/4以内で、70万円を上限とする。

## 6. 地域歳末たすけあい事業助成基準

### (1) 目的

歳末たすけあい運動の主旨に基づく事業

### (2) 助成対象事業

- ①地域住民の参加による在宅福祉活動事業。
- ②地域で福祉ニーズのある方（世帯）への支援事業。
- ③その他、本会会長が特に必要と認める事業。

### (3) 助成の対象としない事業

- ①団体の構成員のみを対象として実施する事業。
- ②公的資金ないし他の補助金により行われている事業。
- ③行政からの受託事業。
- ④営利を目的とする事業。

### (4) 助成の対象としない経費

- ①施設設備、機器等の維持管理経費。
- ②事業に直接関係しない事務経費。
- ③その他本会が不相当と認める経費。

### (5) 助成基準額

倉吉市社会福祉協議会が年末年始に取り組む地域福祉推進のための事業に助成を行うこととする。